

重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針

7 DV等を根絶する環境づくり

施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

DV等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力は許さないという意識の醸成を図ります。相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・安全確保・自立支援に取り組んでいきます。

主要施策（16）DV等根絶のための予防啓発

施策		事業		担当課
34	DV防止に関する意識啓発	34-1	●DV防止に関する意識啓発 広報紙を活用した継続的な情報提供やDV防止啓発リーフレット等の配布により、暴力は人権侵害であるという意識を啓発します。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
		34-2	●デートDV防止に関する意識啓発 学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布により、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
35	DV相談窓口の周知	35-1	●DV相談窓口の周知 被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、DV相談窓口案内カードやリーフレット、広報紙などにより相談窓口の周知を図ります。	人権・男女共同参画課 こども青少年支援課
36	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	36-1	●性別による人権侵害の申出制度 男女平等専門委員が「性別による人権侵害の申出制度」に基づき相談を受け、解決に向けた支援を行います。	人権・男女共同参画課
		36-2	●働く人の相談窓口 ㊦ 産業振興財団における「働く人の相談窓口」で相談を受け、解決に向けた支援を行います。	経済企画課
		36-3	●市職員・教職員を対象とした意識啓発 ㊧ 会社・学校・地域など、さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう啓発します。	人事課 人権・男女共同参画課 教職員課

主要施策（17）DV等被害者への支援

施策		事業		担当課
37	相談体制の充実	37-1	●安全・安心な相談窓口の確保 被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めます。	こども青少年支援課
		37-2	●相談員の研修等の充実 研修会や会議に参加することで、相談員の知識や技術力の向上を図り、相談事業の質を高めます。	こども青少年支援課
38	被害者の安全確保と自立に向けた支援	38-1	●被害者の安全確保と自立に向けた支援 被害者の精神的負担を軽減し、具体的な解決につなげるための自立に向けた支援を行います。	こども青少年支援課
39	関係機関との連携強化	39-1	●関係機関との連携強化 DV等と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより支援の充実を図ります。	こども青少年支援課

●コラム 11 DV（ドメスティック・バイオレンス）①

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が、体力、経済力、社会的信用等のパワー（力）を背景にパートナーに対して様々な暴力をふるうことをいいます。特に、交際中の恋人間で起こるDVを「デートDV」といいます。

DVの加害者は、被害者をコントロールするために暴力をふるいます。このため、激しい暴力のあとに優しくなるといった態度を繰り返しながら、次第に暴力はエスカレートしていきます。家の外では何事もなかったかのようにふるまう加害者も少なくありません。

DV防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としています。配偶者等からの暴力の被害者の多くが女性であることから、人権の擁護と男女平等の実現の観点から、何よりもまず女性に対する暴力を根絶する必要があります。

「男性が殴るのは、女性にそれなりの原因があるからだ」という考え方がありますが、暴力はあくまでも加害者に責任があり、人権を著しく侵害するものです。親しい間柄であっても絶対に許されるものではありません。児童虐待防止法では、子どもが両親の間の暴力を目撃することも子どもへの虐待になるとされています。

資料：かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」をもとに作成

●コラム 12 DV（ドメスティック・バイオレンス）②

配偶者や同棲相手、恋人等の暴力を外部に相談することは勇気のいることであり、特に、家庭内の争いごとは「身内の恥」という意識が働き、外に向かって助けを求めることは恥ずかしいと感じる人がいるかもしれません。

しかし、自分や子どもたちの安全や将来のために援助を求めることは、あなたの大切な権利です。

「悪いのはわたし…」と一人で背負いこまずに、まずは相談機関や警察に相談してください。

【DVの種類】暴力にはさまざまな種類があります。

- | | |
|-------------|--|
| ● 身体的暴力 | 殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回す など |
| ● 心理（精神）的暴力 | 暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑う など |
| ● 経済的暴力 | 生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げる など |
| ● 性的暴力 | 性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する など |
| ● 社会的隔離 | 外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視する など |
| ● その他 | 「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざす など |

資料：かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」をもとに作成

パープルリボン

女性に対する暴力を許さない社会を目指す草の根運動として世界に広まっており、パープルは女性に対する暴力をなくす運動のシンボルカラーとなっています。



例えば、こんな悩みがある場合に、DV相談窓口にご相談ください。⇒88ページ参照

- ・「誰のおかげで生活できるんだ！」と大声でどなられる。
- ・夫の暴力がひどく、骨折した。
- ・現在別居しているが、離婚に応じず、電話での嫌がらせが続いている。
- ・離婚したいが、怖くて言い出せない。
- ・交際相手に、裸の写真を撮られ、ネット上に載せると脅かされた。

資料：かながわ男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」
法務省「女性の人権ホットライン」などをもとに作成

●コラム 13 ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」）については、男女雇用機会均等法^{*}により事業主に雇用管理上の措置義務があります。条例においても、何人も男女の差別的な取扱い及び暴力による人権侵害をしてはならない旨を規定しています。

また、セクハラは女性に対するものだけではなく、男性に対する者や同性に対するものも該当します。

最近ではパワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの防止啓発に取り組むことも求められています。ハラスメントを防止するためには、職場だけでなく、教育の場や地域でも防止に向けた意識啓発を進め、被害者にも加害者にもならないよう、正しい理解を広めていくことが必要です。

【ハラスメント用語解説】

● セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場や生活環境が不快なものになることです。性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、不必要に体を触る、お酌やデュエットを強要する、結婚や出産のことを尋ねるなども含まれます。また、学校で教職員が児童・生徒や関係者に対して行う性的な嫌がらせを**スクール・セクハラ**といいます。恋人はいるのか尋ねることから、立場を利用して身体を触るなどの性的虐待ともいえる内容まで幅広く含みます。

● マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせです。休暇等の取得を理由とした解雇や減給などの不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含まれます。

● パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせです。過大な残業の強要、人間関係からの切り離し、言葉や態度による暴力的な行為など、業務の適正範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり職場環境を悪化させられたりすることです。また、大学等の研究・教育の場における権力を利用した嫌がらせである**アカデミック・ハラスメント（アカハラ）**もパワハラ的一种です。

● ジェンダー^{*}・ハラスメント

「男らしさ」「女らしさ」など固定的な性別役割分担^{*}意識にもとづいた差別や嫌がらせです。「男のくせに〇〇だ」「女のくせに〇〇だ」といった発言です。ジェンダー・ハラスメントは性的マイノリティ^{*}の方々にとっても深刻な問題です。

資料：厚生労働省「職場でつらい思いしていませんか？」をもとに作成

例えば、こんな悩みがある場合に、ハラスメント相談窓口にご相談ください。⇒90ページ参照

- ・出張中の車内で、上司から体を触られたので抵抗したら、不当な配置転換をされた。
- ・「産休・育休は認めない」と言われた。
- ・終業間際なのに、過大な仕事を毎回押し付けられる。

資料：厚生労働省「職場でつらい思いしていませんか？」をもとに作成

●コラム 14 性別による人権侵害の申出制度

「性別による人権侵害の申出制度」は、市が条例に基づいて実施している制度です。男女共同参画社会*の形成に影響を及ぼすと認められる市の施策に対する不服や性別を理由とした人権侵害に関わる苦情や相談に、男女平等専門委員が公正かつ中立的な立場で対応します。

【申出できる事案】

- ・市の施策に対して、男女共同参画の観点から不服がある場合
- ・性別による差別的な取り扱いやセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害にあたり、具体的な被害や不利益を被り、相手方に改善等を求める場合

申出があった場合には、まずは男女平等専門委員が申出に応じ、関係者から話を伺うなどの調査をします。必要に応じて、市の施策に関しては市に助言、意見表明、勧告し、私人間に関する事案については、助言、是正等の措置の要請を行います。

また、調査結果は申出者や市の機関、関係者に報告します。詳しくは横須賀市ホームページをご覧ください。

横須賀市ホームページ

性別による人権侵害

検索



**例えば、こんな悩みがある場合に、まずは、「女性のための相談室」にご相談ください。
お話を聞いた上で、男女平等専門委員へとつなげます。⇒88ページ参照**

- ・「女（男）だから…」と補助的な仕事しかさせてもらえず、機会も与えてくれない。
- ・同じ仕事をしているのに、男女で会社の待遇が違う。
- ・職場（地域、学校）でセクハラされた。
- ・セクハラを相談したら、「仕事を続けたいなら、そのくらい我慢しなさい」と言われた。
- ・育児（介護）休業の申請をしたら、上司から「なぜ男が申請するんだ。女の役目だろう。」と言われた。

